

参議院内閣委員会會議録第二十七号

昭和三十三年四月二十六日(金曜日)午前十時二十五分開会

委員の異動

四月二十五日委員江藤智君辞任につき、その補欠として谷口弥三郎君を議長において指名した。
本日委員木島虎蔵君、成田一郎君及び松本治一郎君辞任につき、その補欠として井村徳二君、植竹春彦君及び横川正市君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 龜田 得治君
理事 上原 正吉君
大谷藤之助君
秋山 長造君
竹下 豊次君

委員

植竹 春彦君
迫水 久常君
谷口弥三郎君
平島 敏夫君
松岡 平市君
松村 秀逸君
荒木正三郎君
伊藤 顕道君
田畑 金光君
永岡 光治君
横川 正市君
八木 幸吉君

衆議院議員

大平 正芳君

国務大臣

労働大臣 松浦周太郎君

政府委員

人事院総裁 淺井 清君
人事院事務局長 瀧本 忠男君
局給与局長 慶徳 庄意君
人事院事務総局給与局長 大山 正君
官房公務員制度調査室長 八巻淳之輔君
総理府恩給局長 小澤 龍君
厚生省医務局長 常任委員 杉田正三郎君
事務局側 会専門員 戸沢 政方君

説明員

厚生省医務局管理課長 戸沢 政方君

本日の会議に付した案件
臨時恩給等調査会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案(伊藤顕道君外六名発議)
○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(龜田得治君) これより内閣委員会を開会いたします。
委員の變更について御報告いたします。四月二十五日付、江藤智君が辞任され、その補欠として谷口弥三郎君が選任されました。本日付、松本治一郎

君が辞任され、その補欠として横川正市君が選任されました。
以上、御報告いたします。

○委員長(龜田得治君) まず、臨時恩給等調査会設置法案を議題に供します。
本案提案の理由につき、御説明をお願いします。

○国務大臣(松浦周太郎君) ただいま議題となりました臨時恩給等調査会設置法案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明いたします。
戦後における退職公務員及びその遺族に対する恩給上の所遇につきましては、給与ベースの改定に伴う恩給年額の増額及びいわゆる軍人恩給の廃止ないしは復活等、戦前には見られなかったような消長と変遷を経た次第でありまして、その間、数度にわたる制度の改正により、合理的かつ公平な給与が行われるよう逐次改善されて参つたのでありますが、なお検討を要するものが多々残されている状態にあります。

これらの問題は、それぞれ個々別々に他を顧みることなく所遇するといったしまして、恩給制度の特殊性からいたしまして、甲は乙に波及し、乙は丙の問題を呼び起すというように、その影響が連鎖反応となつて現われることを顧慮しなければならぬのであります。

政府といたしましても、この際、問題の全般を見きわめ、これに対して適切な対策を立てることが今日喫緊の要務であると考えてまして、ここに強力なる恩給等の調査審議機関を設けることとし、これがため、この法律案を提出いたしましたのであります。

次に、本法案の内容であります。第一条は、新たに設置いたそうとする臨時恩給等調査会を総理府に付属機関として置くこととし、第二条においては、旧軍人の公務員恩給、旧軍人の遺族の公務員扶助料、その他旧軍人またはその遺族の恩給に関する事項、文官の恩給に関する事項、これらの恩給に關連する戦傷病者、戦傷病者または戦没者の遺族の援護に関する事項、その他、以上に関連する事項等調査会の調査審議事項を定め、第三条は、これらの問題について各方面の公正なる意見を反映せしめるため、調査会は、国會議員、関係各行政機関の職員及び学識経験ある者二十五名以内の委員をもつて組織することを規定いたしましたのであります。なお、この調査会におきましては、前に申し上げました事項につき、調査審議した結果を、おそくとも本年十一月十五日までに、内閣総理大臣に報告することをあわせ規定いたしましたのであります。

以上が、この法律案の提案理由及び概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(龜田得治君) 本案の審議は、本日はこの程度にいたします。速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(龜田得治君) 速記を起して。
それでは、次に国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案(参第三号)を議題に供します。
本案提案の理由につき御説明をお願いします。

○伊藤顕道君 ただいま議題となりました国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由並びにその要旨について御説明申し上げます。

公務員の共済組合制度は、公務員及びその扶養家族の生活安定のため寄与するところが多く、またわが国、社会保険制度推進に果たす役割は、きわめて大きいのであります。しかしながら、本制度には、なお改善を要すべき点があり、また、最近の経済情勢の推移に伴い、これが是正を要する点も多いのであります。

かような実情にかんがみまして、とりあえず公務員の日常生活における疾病、災害等による不時の出費に対する最低の補てんを行うために、新たに短期給付について付加給付制度を設け、その他、短期給付の内容に改善を加え、組合員に、二月以上引き続き使用される者等を加えることとするともに、短期給付の掛金率に最高限度を設け、国庫負担割合を改訂し、あわせて長期給付につき、年金受給資格を二十年から十七年に短縮する等の内容を改善するための所要の改正をいたすこととし、ここに本法律の改正案を提出した次第であります。

○永岡光治君　であらうでなくて、明確にはつきり答弁していただかないと

困るのですが、級別定数は現在でもありませんが、新しい俸給でも級別定数はあるわけです。ただ、級別定数が等級別定数に変わっただけです。その定数の問題は私は問題にならぬと思うのです。そこで、准看護婦になってから六年というのですから、どの俸給表を使っても頭打ちになるべき筋合いはないと僕は思うのです。ところがはっきり御説明をいただいたことは、新俸給表でいきますと一万二百円に六年でなるのですが、現在でいきますと一万四

あると、こういふのです。はつきり何
門になつてどのくらいよくなるという
ことを、じゃよくなればよくなるよう

に、何田よくなるか、明確にしていた
だきたいと思うのです。

○政府委員(小澤龍君) 先ほど申し上げましたように、准看の制度ができてから六年くらいたっておりますけれども

も、卒業いたしましたして、准看の資格を得て働き出しましてからまだ三年しか

たつていないのでございます。従いまして、この三年間の実績から申しまするならば、決して現状よりは悪くなら

ない、大體同じである、しかし將來の伸びを、かりに従来の制度でいくなら

ば、運用上の面からいつて制約される場合がある、今回は四等級に格づけられる限りにおきまして、しまいまで、

で、むしろ有利になる、こういう考え

方でございます。

○永岡光治君　むしろ有利というのは、私今例をあげて申し

上げてゐるわけですが、この俸

給を見てごらんない。医療職俸給表を見てごらんない。その医療職の第三表ですね、四等級に格づけられますと、一万七千五百円が頭打ちになっていくわけですね。ですから、当然これはすいすいといった形で一万二千円にしかならない。まことに順調にいつて一万二千円になるわけですね、これは。それから現在の俸給表でいきますと、これも六年くらいですから頭打ちにならぬと思うのです。それは一万四千円だということです。それでは現在一万四千円になるのだが、あなたの、現在の俸給表がいよいよ一萬四千円以上、たとえば一萬一千円になるのか、一萬一千八百円になるのか、それはどうなんですか。幾らになるのですか。

○政府委員(小澤龍君) 仰せのごとく、将来お互いに順調にいくということになれば、旧制度でも現行制度でもそのままで頭打ち等がなくていくということになれば、看護婦について、若千一萬円をこした程度におきまして、今度の給与表が少し低いようでございます。しかしながら、この点は先ほども申し上げましたような事情で、なお他の正看護婦、その他の職種とのバランスにおいてこういうことが、こういふふうに進められたのだと、かように考えておる次第でございます。

○永岡光治君 やはり順調に上つていく場合、現在より悪くなるということをはつきり言明しておる以上、私はやはり問題だと思つたのです。これはまた、しさいに検討した上で修正を行わなければならぬと思つたのであります。幾らそれぞれ均衡があるからといって、現在より悪くするということ、僕は承服できないと思つたのです。

ですから、その辺は特に一つ厚生省の方でもこういふばかげたことでないように、強くあなた方はやはり看護婦さんの立場を守るのが立場でありますし、この前の総務局長さん、まことに涙ぐましい公述をされておりましたが、私たちもまことにお気の毒に思つたわけでありまして、そういう点で、もう一度聞きたいわけでありまして……

○委員長(亀田清治君) ちょっと関連質問があるのですが、今の問題で、ほかへ移るのだったらちよつと待つて下さい。

○竹下登次君 医務局長にお尋ねしたいのですが、今の看護婦の問題ですが、私も今の御答弁ではどうもはつきりしないのであります。さらにまた、あらためて承わりたい点があるのですが、看護婦の分だけ上らないという、むしろ下るようなことになっては、ちよつと工合が悪いんじゃないかという感じを持つてゐるのです。ところが、私など各病院についての実情を広く知っておりませんけれども、聞くところによりますと、看護婦の使い方が非常にまずいというところは、看護婦のりっぱな資格を持ってゐる者、まあ看護婦でなくて、ほんとうの看護婦の資格、りっぱな資格と教養のある人が、私が今から申し上げるのは主として看護婦の分に当る場合であらうと思つておるわけでも、看護婦の当然の仕事でなくして雑役に使われてゐる。しかも、その時間がほんとうの看護婦の仕事をする時間よりもむしろ長い時間を割り当てられてゐる。割り当てるといふところまではつきりしてゐないのかもしませんが、非常にそういう使い

方を各病院でやつてゐる、こういうことを聞いておるのであります。おそれくこれは間違ひがないだらうと思つておりますが、そういうことでは、せつかく看護婦の教養を進め、資格を上げ、俸給も上げてやらなければならぬ、こういう際に、それを押さえるような結果になつてしまふのではないかと、こゝろを思ひます。これは予算の關係などでも、雑役婦を必要なるものを採用することができないから、勢ひ、看護婦にせういふ仕事をさせることになるのだというふうな、言ひわけを聞かされたこともありますが、いすれにしても、そういうことは非常にだらしないなものであります。看護婦方面にも非常に不平があります。国の立場から見まして、方針に逆行させるようなことをそのままに厚生省が認められたのだ、黙視しておるのだ、黙認しておるのだというところになると、好ましくないと思つたのですが、これは、その点はどういふふうな実際の状況がなつておりますか。その点御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(小澤龍君) その前に、先ほどの俸給の問題でございまして、けれども、私の答弁が微しなかつたので、もう一度申し上げたいと思ひます。現在は看護婦は五級の一号に格づけされておられます。それが年とともに昇給するのでございまして。しかも、まだ看護婦が働いて日が浅いものでございまして、現在の看護婦は五級の看護婦だけでございまして。将来は六級の看護婦が出る場合において、六級に格づけがいきなりできるかできないか、この問題は定数等の問題で、級別定数等の問題がからみ合いますので、従つて

従来の経験から申しますならば、五級から六級に無条件に上げるといふことは考えられない。そういう要素を入れれば、むしろ現行の方が有利ではなからうかといふことを申し上げたのであります。と申しますのは、現在の看護婦には六級の人がおられません。五級のものだけでございまして。従いまして、年限がたつて六級に上げる場合においては、人事院その他と御相談申し上げて、そしてそのワクの取り方、適用の仕方等によりまして、その点が左右されるわけでございます。そういう不確定要素が、現行の給与の上におきまして看護婦についてございまして、今度の給与法によりまして、そういう心配がなしに、四等級の一号から始まつて、一年ごとに二号、三号、四号、五号、無条件に上つていく。

今度の新俸給表は安心して給与を与えることができるし、受けることができる。それから第二点の、看護婦に看護婦らしからざる仕事をやらせておる問題でございまして。この問題につきましては、御指摘の通りでございます。私も、看護婦でなければならぬ仕事を看護婦にやらせなければならぬという観点から、いろいろ調査しております。たとえば病院におきまして食事運ぶとか、あるいは湯たんぽを運ぶとかいふことは、看護婦でなくて雑役婦でもできることでございます。実際、患者に接するは看護婦でなければならぬが、運搬するといふことは、看護婦でなくてできる仕事でございまして。こゝろいふ仕事は、どういふ種類の仕事かといふ点があるかといふことは、タイム・スタディ等において

調査しまして、大体二割見当は雑役婦の人でもできるのである、やらして差しつかえないのであるという結論を得ております。今そういう方面の仕事は逐次雑役婦の方に振りかえてやらせるということをやつておりますので、近く理想的な看護体制ができるのではないかと思ひます。

○竹下登次君 二割程度というのは、仕事の二割ですか、時間の……

○政府委員(小澤龍君) 時間の二割です。

○竹下登次君 私の聞いておるのは、そんなことじゃない。相当長い時間、看護婦によつては、むしろそつちの方が多という話を聞いておるので、これは病院内部の人から聞いたこともあります。先生から聞いたこともあります。先生から聞いたこともあります。どうも雑役婦がなくて困つておるので、一応そんなことになつてしまふという話を病院の先生から聞いたことがあります。二割程度、そういう病院もありましようけれども、それはよほどお考えにならないというところ、せつかく今看護婦の問題を大事に取り扱おうとしておるこの時代に、この制度だけでできておつて、運営はだめだといふことになつてしまふ。これはそう軽々しく取り扱われるべきは、この問題ではない。雑役婦を使うことができないといふことになつておるのならば、何かやはりそれを使うような制度を設けるとか、また国の経済の点から申しまして、あるいは財政の点から申しまして、はつきりした方が節約ができるのじゃないかと思ひます。それだけ申し上げておきます、なお一つ一そうこまかい御研究を願つて、いいあ

方各病院でやつてゐる、こういうことを聞いておるのであります。おそれくこれは間違ひがないだらうと思つておりますが、そういうことでは、せつかく看護婦の教養を進め、資格を上げ、俸給も上げてやらなければならぬ、こういう際に、それを押さえるような結果になつてしまふのではないかと、こゝろを思ひます。これは予算の關係などでも、雑役婦を必要なるものを採用することができないから、勢ひ、看護婦にせういふ仕事をさせることになるのだというふうな、言ひわけを聞かされたこともありますが、いすれにしても、そういうことは非常にだらしないなものであります。看護婦方面にも非常に不平があります。国の立場から見まして、方針に逆行させるようなことをそのままに厚生省が認められたのだ、黙視しておるのだ、黙認しておるのだというところになると、好ましくないと思つたのですが、これは、その点はどういふふうな実際の状況がなつておりますか。その点御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(小澤龍君) その前に、先ほどの俸給の問題でございまして、けれども、私の答弁が微しなかつたので、もう一度申し上げたいと思ひます。現在は看護婦は五級の一号に格づけされておられます。それが年とともに昇給するのでございまして。しかも、まだ看護婦が働いて日が浅いものでございまして、現在の看護婦は五級の看護婦だけでございまして。将来は六級の看護婦が出る場合において、六級に格づけがいきなりできるかできないか、この問題は定数等の問題で、級別定数等の問題がからみ合いますので、従つて

従来の経験から申しますならば、五級から六級に無条件に上げるといふことは考えられない。そういう要素を入れれば、むしろ現行の方が有利ではなからうかといふことを申し上げたのであります。と申しますのは、現在の看護婦には六級の人がおられません。五級のものだけでございまして。従いまして、年限がたつて六級に上げる場合においては、人事院その他と御相談申し上げて、そしてそのワクの取り方、適用の仕方等によりまして、その点が左右されるわけでございます。そういう不確定要素が、現行の給与の上におきまして看護婦についてございまして、今度の給与法によりまして、そういう心配がなしに、四等級の一号から始まつて、一年ごとに二号、三号、四号、五号、無条件に上つていく。

今度の新俸給表は安心して給与を与えることができるし、受けることができる。それから第二点の、看護婦に看護婦らしからざる仕事をやらせておる問題でございまして。この問題につきましては、御指摘の通りでございます。私も、看護婦でなければならぬ仕事を看護婦にやらせなければならぬという観点から、いろいろ調査しております。たとえば病院におきまして食事運ぶとか、あるいは湯たんぽを運ぶとかいふことは、看護婦でなくて雑役婦でもできることでございます。実際、患者に接するは看護婦でなければならぬが、運搬するといふことは、看護婦でなくてできる仕事でございまして。こゝろいふ仕事は、どういふ種類の仕事かといふ点があるかといふことは、タイム・スタディ等において

いぶきついワクをはめておられるようですが、相当程度毎年これは変動する

ものであるというふうに私は了解しておるのです、今までの経験上からいいますと。そうすると、その変動する級別定数をもつて、おそらくあなたの方でもそれぞれその適格者に対しての昇給処置、昇格処置を行なつておつたのではないか、そういう実態が非常に不明確であります。それで、今言われておるように、出された俸給体系で比べて

みて、實際上六年という同一俸給の中での期間経過を経た賃金について差があるのはおかしいじゃないか、こういうことをまあ言っているわけです。ところがそれに対して、大山室長は、同じように級別定数の変動がないものとして、頭打ち期間というもののを相当きつくはめている。しかし私は、現行で

は、低位の級の頭打ちというものは、相当程度緩和されて運営が行われていくというように考えるのですが、その点はどういうふうに理解されておるか、伺いたい。

○政府委員（大山正君） 先ほどお話し申し上げましたように、現在准看護婦は、五級しかないわけであります。将来六

婦との比較は、三十二才まで准看の方
 二十九才までは准看の方が高い。看護
 婦あるいは医師と逆転関係を起しまし
 て、同一年令におきましては、医師は
 婦に上るのに、どういう形で上るであ
 ろうかという問題になるわけござい
 まして、その場合に、先ほど申し上げ
 ましたように、五級から頭打ちせず
 に、そのまま六級に上りますと、看護
 婦あるいは医師と逆転関係を起しまし
 て、同一年令におきましては、医師は
 婦に上るのに、三十二才まで准看の方
 二十九才までは准看の方が高い。看護

が高い。これはいかにもおかしい現象でございまして、やはりせめて同一年

令におきまして、准看と看護婦は同一であるか、あるいはむしろ准看の方が下であるのが当然でございまして、看護婦は看護婦の指示を受けるというより、むしろ看護婦の指示を受けるというよりは、看護婦の他からいきまして、一般通念からいっても、低くてもやむを得ないものではあるまいか。そう考えますと、どうしても五級で頭を打つなり、あるいは六級で頭を打つなりという運用は免れたいところである、かように考えるのでありまして、それとの比較におきまして、決して今回の改正は悪くない、かように申し上げていく次第であります。

○永岡光治君 今の室長の答弁、きわめて私がおかしいと思うのです。現在の准看の方が看護婦よりはいいような状態になっておるから、今度の改正に当っては、看護婦を准看の上に付けるならば話はわかると思うのです。これは、現状が悪いから、この下に付けるという行き方、そういうことが許されて然るべきじゃないかと思う。そんなばかなことはないです。現在、既得権だから、それ以上に看護婦は格づけされなければならぬわけですが、これは矛盾だから、こっちはもうきまつておるから、さらに下げていくというところでしよう。そんなばかなことはおかしいと思う。それが一つ。それから、私が問題にするのは、現実にはそういう証言があったわけですね、公述人から。私たちは、その現実を尊重しなければならぬと思う、事実があるのさすれば、で、そういうことがあるのかないのかというところが問題なんです、あるとすれば、これはどこかに誤まりがなければならぬはずなんです。だから、

ら、そういう例は、証言された以上は、私たちはそれを尊重しなければなりません。ないというなら、また、そんなばかなことはないなら、あるならあるというところを、はっきり答弁してもらわなければ困る。そうなるだろう、そうではないかという想像では困ります。その点を明確にしたい。

○政府委員(大山正君) 第一点の、准看よりも看護婦が逆転するならば、そちらを上げた方がいい、あるいはさきに、医師が逆転するならばそちらを上げた方がいいというところは、一応ごもっともでございますが、現在、看護婦と医師の間にも逆転関係が起るような状態でございます、今回医師は、学歴の是正の関係から引き上げてありますので、逆転は起らなくて、同額、入りました当初は、少くとも同額というより、看護婦に相なるのであります。さらに、看護婦あるいは准看が、初任給が全般的に、それでは他と比較して低いかと申しますと、決して私どもはさうに考えないのでございまして、新しい俸給表の看護婦の初任給は、八千九百円でございまして、学歴が新卒三年でございまして、まあ、一般行政職と比較いたしますと、一応行政職、短大二年を出まして、国家試験を人事院の試験を受けて入りました場合には、今回七千四百円ということになるわけでございますから、それに一年をプラスいたしました八千円、こういう形になるわけでございますから、それに比較しますと、八千九百円というのは、九百円ずいで高いという形になります。あるいはこれを大学卒に比べますと、今回の新俸給表では、大学を

出まして、従来の六級職試験を受けたものは九千二百円ということになります。で、新卒三年でございまして、これを一年引きまして、八千六百円ということになるのであります、八千六百円に比較いたしますと、三百円高いというふうなことでございまして、他の職種と比べても、看護婦の初任給が決して低いと言われれば、参らないかと思つておりました、他とのバランスから考えまして、やはりこの程度に合せようというところは、やむを得ないことかと考えているのであります。

それから第二点の、一体何年目には高いのか低いのかというお話につきましては、先ほど申し上げましたように、現在は五級だけでございまして、六級になっておる者がないために、そのような金額に到達した者がないわけでございます。それに到達する年限につきましては、先ほど御説明いたしましたように、五級で頭を打つという場合が当然考えられますので、それに比較すれば、一万二百円という今度の新しい俸給表の方が決して低くない、かように申し上げる次第であります。

○永岡光治君 これは、この前の公述人の方からいろいろお話を聞いたのですが、まだしさいに検討してみなければわからぬと思つておるから、一応これは、私は質問を保留しておきたいと思つておる。

そこで、次の質問に入るわけですが、これは、厚生省の方に監督官庁としてお尋ねするわけですが、公務員制度調査会からの答申の中にも、医療職、研究職、教育職等々は、この職階制はいけぬ、こういう答申があった

わけで、実際これはもうすでにに行われっております郵政省の病院の看護婦、御承知のように二段階です、二等級です、あそこは、それでも、なおかつ運用がうまくいかなければならぬだろう、かという心配をされているくらいでありますから、これは、あなたの方では、この医療職を四等級に分けて、運用がうまくいくとお考えになっておりますかどうかですか、まず、基本的な問題からお尋ねしたいと思います。

○政府委員(小澤龍君) 病院におきましては、少くとも私どもの所管しておりますところの病院におきましては、院長の職責、それから副院長の職責、院長の職責、平医員の職責は明確に分れております。従いまして、私どもの立場から申しますと、この四つのものは、やはり区分して運用できることが望ましいと考えております。それからなお、研究職、教育職等々に関連して申しまして、今回のこの原案が妥当ではなからうか、かように考えている次第であります。

○永岡光治君 これは、ここに表があるわけですが、郵政省の場合は、医療職の基準表、看護婦の場合、総務部長が一級、あとは全部、当務者から看護婦、栄養士、物理、これはすべて二級になっておる、二段階しかないわけですが、これが、お宅の方は、四段階というふうに運用が出来るわけですか。そういうことで運用が出来るかできないのか、どちらが運用しやすいかというところを私は申し上げているわけでありまして、これは、医療職全般の問題にも通ずるわけでありまして、あなたは、人事院総裁が隣においでになりませんか、だいたい遠慮しているのじゃないか

と思つておる、事実、ほかの官庁も大体これでやつておるのだから、私の方もいいと思つておるのじゃないか、率直に、どちらの方が運用しやすいか、職階制がいいのか悪いのか、こういうことで、はっきり御答弁をいただいた方がいいと思つておる。

○政府委員(小澤龍君) 少くとも国立病院、療養所というものは、御承知のように、非常に大きな施設が多いわけでありまして、従つて、職員の数も多いのであります。従いまして、総務長なり、あるいは局長なり、それから看護婦の職務区分というものは、相当明確に区分されておりますので、少くとも厚生省の病院、療養所に関する限りは、この程度の区分が運用上よろしい、こう考えている次第であります。

○永岡光治君 通信病院といへば、これは大した数です。あなた御承知の通りです。まず、これより大きな病院は、そうたくさんないと思つておる。それで、二階級だつて非常にこれ運用しやすい、職階制をたくさん設けたんではやりにくいということで、こういう表を作つたらいいのですが、これは実際、長い間経験いたしました結論で、うなつたのです。これはあなた、看護婦の場合でも四等級に分けようとしておるのですが、これではかえつてうまく運用がいきませんでしよう。とすれば、これでそれぞれ計数をきめるといふわけですね。計数をきめてしまつたら、これは今度、四等級から三等級に上るのは大へんでしよう。三等級から二等級に上るについても、いろいろ問題があるでしよう。むしろそういう問題は、能力を生かす意味におきまして、局長さんあるいはその他というふ

うに分けて、それぞれの能力において、どんなその待遇は報いられるように、こういうことが一番、私は、看護婦のあり方としては正しいのじゃないかと思うのですが、それでも、なおかつあなたは、四等級でいいとおっしゃっているわけですか。

○政府委員(小澤龍君) 国立病院及び療養所を通じてという、看護婦の総数が一万数千名に達します。非常に大きな世帯でございますので、四等級に分けても、運営の上においてはさしたる支障はなく、かえって効果的に運用はできると、かように考えております次第であります。

○竹下豊次君 大山さんにお尋ねしたいのですが、先ほど、看護婦と医者その他の職員との俸給のお話がありましたね。ほかと比べて、現在のところでも安くない、むしろ高過ぎるぐらいにいられているというふうなお話を承わったのですが、それだけ承わるといって、あるいは医者などよりも、概括的に見ると、幾分か安くていいのじゃないかという気がしないでもないのじゃないかという気持は、どういふふうにお考えになっておられますか。これは、夜勤手当というのとは別にしておられますか、その点を一つ……。

○政府委員(慶徳庄憲君) 給与制度の問題でございますので、私の方からお答え申し上げます。当然看護婦さんにつきましても、お医者さんにつきましても、超過勤務をやりました場合においては、現在の制度の上において、超過勤務手当を支給する建前になっておりますし、制度のみでなくして、また予算の面においても、相当計上しております。

ます。そういう運営をいたしております。さらにまた、宿日直のような場合におきましても、その場合において、宿日直手当を支給するという建前になっております。これにつきまして、相当の予算を計上いたしております。従いまして、勤務時間外の勤務につきましても、制度的にも、実際的にも、予算的にも、相当これは運用可能な状態に相なっております。

○竹下豊次君 超過勤務についての手当があるかどうかというところは、私も想像しておいたのですが、看護婦というものは、ほかの職種と違って、夜夜なかに何べんも起されたり何かして、特別な労苦があると思うのです。だから、普通の超過勤務を一時間やったら幾らという問題と同じように取り扱われては、ちよつとかわいそうじゃないかと思うのであります。その点をどういふふうにご考へて、大山さんは、医師等との比較が公平であるとか不公平であるとかいふようなことをおっしゃいましたのか、その点を……。

これは私など、家族のものが入院いたしましたし、みんな経験があることだろうと思ひますが、看護婦のその労苦というものは、ただお医者さんがたまに夜勤をされるとかというふうなことは、ちよつと比較にならないのであります。特別に考慮してやらなきゃならない問題だ。それを考慮しての今のお話であつたならば、それは一応筋道の立つことだと思ひます。学歴とか年齢だけで比較するのは無理じゃないか、かように思ひますので、重ねてお尋ねしているわけでありませう。

○政府委員(大山正君) ただいまの夜間の勤務のことにつきましては、当然それに応ずる夜勤手当等が支給されている、かように承知しております。

○上原正吉君 ちよつと竹下委員の質問に関連して伺つておきたいのですが、超過勤務手当というものは、単に、何といひますか、普通の給与として支払われることがあるように聞きます。その中であります。そうして超過勤務手当を支払つて、予算を支払つてしまつたら、ほんとうの超過勤務手当を支払う予算に不足したり、あるいは時間不足したりするのじゃないかと思ひます。そういう意味で、竹下委員のおっしゃつたような、超過勤務が常時行われるような職種については、超過勤務手当を正常に払うことができない、こういう疑問が起ると思うのですが、そういうことはありませんか。

○説明員(戸沢政方君) 看護婦の勤務体制は、普通の勤務と違ひまして、確かに二十四時間勤務のような格好にならざるを得ませんので、交代制等によりまして、なるべく一人が超過勤務しないようにしておりますが、それでもなお超過する場合には、超過勤務手当を、さらに夜勤手当、深夜手当等の割増し超過勤務手当を出しまして、それだけの過重な労働に對する手当は、できるだけほかの職種に比べて、厚く見ておる実態でございます。

○松岡平市君 給与体系についての重大な問題について、私はこの際、浅井人事院総裁に一言聞きたいと思ひます。今言ふように、まあ看護婦だけにしましては四つの階級がある。そのほか給与体系全般を見ても、職階制というものが非常に強く出てきたのです。が、一体日本のこゝろの俸給制度の中

に、たとえば一例をあげますれば、交番の巡査、交番の巡査は、警察署長よりもよけいに給料をもらつて巡査があつてはいけぬのか、どこかの分教場の先生で、学校長よりも、あるいは中学校の校長よりも給料をよけいにもらつたような先生があつてはいけぬのかどうか。私は、これはそういうものを全然何らの制限なしにやれというのじゃないけれども、むしろ長い間有名な巡査であつて、警視やあるいは警察署長になるというよりなことを避けて、巡査で一生を通過して、しかし俸給では、警察署長よりもよけいに俸給をもらふ。校長にはならぬけれども、山間の分教場の先生として一身をささげるというよりな人には、校長よりもよけいに給与をやるという制度が日本にも認められておかしくないのじゃないか、こゝろいふに考へるわけですが。

○政府委員(浅井清君) 私、必ずしもおかしいとは思つていないのであります。現に、現在の俸給表におきまして、号俸が上の等級と下の等級と相当オーバー・ラップさせてございますから、たとえば、課長にならなくても、普通の人もずつと、ある程度は上にいけるように工夫されておりますし、そのオーバー・ラップされております俸給よりも、さらにワク外昇給では上にいけるようになっておりますから、決して厳格な職階制は現在とておらないのでございます。この職階制の強化というお話でございましたけれども、現在とております俸給表も、また、今回ここで御審議願つて

おりますものも、私どもは決して厳格な職階制というふうには考へておりません。

○松岡平市君 そうしますと、先ほどから問題にしておる、たとえば准看が現在の俸給では、一万幾らですか、四百円ですか、六百円ですか、それまでなれる。ところが、新しい俸給表には、それよりも二百円か少いところまでしかいけぬのだというところは、どういふ議論になるのか、私にはわからないわけですが、ちよつとそこところ、医務局長でもいいのだが、ならぬのじゃないかと、私はいくものだと了解しておつたが、そうじゃないのだというところならば、そのところ、どうも先ほどのお話が一つもわれわれには通用せぬわけですが、お話ししていただきたい。

○委員長(龜田得治君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(龜田得治君) 速記を始め

○永岡光治君 今の松岡さんの質問は私たちがたえず問題にしているわけですが、管理職が偉いんだというふうな考え方ですね。これは流れている全部の精神です。管理をする者が偉いのだ。だからこの思想をまず突き進めていけば、非常に優秀な、この人にかかれれば何でもガンの病気に關しても一切なおるというお医者さんがかりにおるとしませうか。ところが医師の経験のない人が病院を經營しているわけなんです。病院を經營しているという場合が悪いですが、技術の優秀でない人だけども院長になった、ところがその院長の方は高いのだ。ところがこの

七等級に進むとしても最高は二万二千六百円、さらに六等級に進んでも最高は二万六千二百円。で、お尋ねしたいのは、六千五百円から出発した者は、まづ二等級に進むのに勤めておればだれでも六等級の二万六千二百円までいけるのかどうか。この六等級、七等級、八等級は係員の俸給表だろうと思うのですがね。果してみないけるようになっておるのかどうか。これは先日來論議されておつたように、いかに係員であつてもまたた

浩卒であっても、その職務に専念して
おる限りやはり最低生活を保障するの
いうことは、これは職務と責任以上の
問題ですよ、給与の根本的な問題。そ
れで六千四百円から出発した者がだれで
も二万六千二百円までいけるようにな
っているのかどうか私にはよくわから
ないのです。さらにもう一步進んで
言へば、係員であってもその上の五等
級の係長の最高三万三百円、このくら
いまで進んでも何ら私は差しつかさ

ないと思ふのです。一生涯係員として職務に専念した場合、係長の三万円程度の給与に進んでも何ら差しつかえないと思ふのです。そうした人たちは殘障階制のためにそういう人たちが残障になつてゐるということになるわけですから、どうしても最低生活を保障するべき、ということは、いかなる俸給のいろいろの問題よりも優先して考慮されるべき問題であると思ふ。そういう意味で第一点は、六千一百円から出発した者は

まじめにやっておればだれでも二万六千二百円までいけるのかどうか、なっているのかどうか。なっているとすれば私は、六等級、七等級、八等級は一本にすべきたと考えている。こんな区別する必要はない、係員の中に三つと

段階を分けて八等級の者は一万六千三百円しかない。こんなばらばらな話はない。私はおそくみんな七等級に上げようと思うのですが、八等級の者は一万五千三百円しかない。今日の物価で一万五千三百円なんかでとまるというより、これは考えられない。だから七等級に上げるようにしている。だろ、七等級の者が七等級の最高でも二万二千六百円です、これは低い。それからさらに六等級に上げるにしても二万六千二百円です。これは一生懸命働いて給料としては低い。そこで第一点は、そういう下級職員が二万六千二百円までだとしても、さらに係長ぐらいの給料が係員でももらえようという道があるのかどうか、その二点をまずお尋ねします。

○政府委員(大山正君) ただいまの御質問のありました八等級で入った者は、だれでも六等級まで上げるのか、結局昇格と申しますか従来の昇格、今度の昇格と申しますか、その基準がどうなるかということになるかという御質問になるかと思うのでございますが、これは人事院規則が一応その基準を定めておいておられることになっております。それぞの等級に應ずるような職務をするようになること、というのが一つの基準になるかと思ひますし、あるいは本人の経験年数というようにあることも基準になるかと思ひます。御指摘がありました八等級と七等級がいずれも係員の等級でございまして、八等級は初級の補助的な係員、主として新卒程度でございまして、七等級は大学卒業程度の知識を必要とする上級の係員ということになっておられるわけござ

います。が、今後の運用に結局待つことになるわけだと思ひますが、私どもの考えといたしましては、大むね御指摘のありました新高卒の者が数年たちまして、まじめに勤務しているような者は、一人前の係員としての資格も十分得られるように思ひますし、またそういう仕事に次第につくというように考えられますので、通常の場合におきましては、まじめに勤務しておれば七等級に上げるのではないかと考へておられます。

次に六等級としては本省におきましては小さな係の係長あるいは主任、人事院から先般お手元に提出されました資料によりますと、六等級の格づけは大体小係長あるいは主任、あるいは地方ブロック機関あるいは府県単位等において係長というように等級になるかと思ひますが、やはり同じような原則に従ひましてそのような重要な仕事をするに至る、あるいははやっておるというふうに認められた場合に、六等級に昇格するということになるのであります。人事管理上の問題としてはもちろん御説のように、まじめに勤務している者は逐次上るような人事管理を行ふべきであり、運用上の問題としてそのように行ふのが適当だと考へます。ただ何人でも必ず上げるかという制度上の保障というものは別にないわけだと考へます。

だと、こういう御答弁です。そうすると何でですね、まじめにやっておつても六千四百円であつた者は大体二万二千六百円であつた以上はもう一生かけても上らないのだ、こういうことになつていく。これは職務の責任とか職務とかいふのではないに、どんな職務に従事しておつても、これは必要な職務です。官庁に勤めるなり、官庁でなくともどこでもそうですが、少くとも一生勤めて二万二千六百円であつたらしく上らぬと、こういうことは私は全くその人の生活権というものを無視した考え方だと思ひます。私はこれを全部局長の六万四千円まで上げろと、こう言つておるのではないのです。少くとも六、七、八等級ぐらゐは通じて二万六千二百円ですね、最高はそこまではだれでもどんな職務にあつても上れるように道を開いていくということ、根本の原則だと思ひます。そんなことでどうしてまじめにやれぬか、二万二千六百円。これは技術的な問題ではないです。公務員制度全体の問題として、これはやはり希望を持って働いて、働いたら最小の生活はできるのだ、子供の教育もできるのだといふくらいには、どんなに考へても二万六千ぐらゐまではだれでもいけるようにしていかねければ仕方が悪い、淺井人事院総裁どうですか。

○政府委員(淺井清君) これは大体現行制度を踏襲してこしらへたものでございまして、御意見のところはよくわかるのであります。人事院といたしましては、大体この程度で妥当ではないかと考へております。

○荒木正三郎君 私は現行制度を尊重してゐるのか何とかなでなく、今ここに給与の改訂をやろうという事は、これは非常な問題です。そこでだれでも二万六千程度に上げろといふことは、職務をこえた問題だ。これくらいは保障しなければならぬといふ考え方にはついてあなただけ否定されるのですか、これくらいいいといふことは、私はその問題を言つてゐるのです。新高卒で六千四百円を出発して、生涯ともかく係員で終る人が私はあると思ひ、やっぱり相当数。そういう人の生活は、やっぱり最大限二万六千円は低いと思ひます。しかし少くとも二万六千円までだれでも上がれるといふことが、その生活を保障するといふ場合において必要な考え方じゃないか。考へ方を言つてゐるわけですか。それを人事院総裁は否定されるかどうか、否定されるのですか。

○政府委員(淺井清君) 決して御意見を否定するわけではございませんが、過般の人事院の勧告は最前申しましたように、大体現行制度を基礎として、問題でございまして、こういうふうな勧告をしたわけではございません。○荒木正三郎君 勧告にこだわつておられるようですが、ここでは率直に一つ話をせられたらどうですか。勧告は勧告であつて、またいろいろの理由があるとしても、私の言つてゐることが間違ひないならば、やっぱり相当こで考へる必要は私はあると、こう言ふのです。

○政府委員(淺井清君) 人事院といたしましては、公務員の給与がよくなることには決して否定する考へはないのであります。ただいま申しましたような趣旨で勧告をいたしましたことを申し上げたのであります。

○政府委員(澤本忠男君) ただいま総裁から申し上げたことを補足的にちよつと申し上げたいのであります。荒木委員のおつしやいふことは、理想としては非常にいいことだと思ひます。ところが現在では一般係員はどの程度までいけるかと申しますと、八級の最高号俸でありまして一萬五千円でございます。これは六・二％のアップでございます。これは上ることとはもちろんでございますけれども、さらに人事院の勧告におきましても、なおまたこれを伸ばしておつたのであります。政府側もあるいは少し伸びておるかと思ひます。そういうことになっておるのであります。現行俸給表との関係といふことを基礎的に考へる必要があるのじやなからうか、というふうに思ひます。それからまじめにやつておつても係員で終る人もあるとおつしやるのであります。けれども、やはりそういう方では小係長といふことになるので、全部がなるというふうには申し上げきれないのじやなからうか、このようにわれわれは思つておるのであります。従いましてそのような場合にはもちろん六等級の最高号俸となり、そこで参りますればまたワク外昇給といふことございまして、これから二万六千二百円以上に上れないといふことではな

いのでございます。その辺も御了承願いたしたいと思います。

○永岡光治君 医療職に戻しますが、ちよつとまた俸給表の全般の問題についてあらためて私も質問いたしたいと思つておりますが、流れている精神がやはり人事管理優先、人事管理をする者が偉いという考えが流れておるわけですから、その考え方はしかし俸給全般について言えることですね。アドミニストレーションがエンジニアより偉いんだという考え方が流れてるわけですから、これを見てもよくわかる、一般行政職の俸給は御覧なさい。二等級は行政職の俸給では六万四千八百円だ、ところが医療職の方はどうかといひますとこれは六万円でよろしいんだ。それからこれは他の問題についても言えると思うのですが、教育職も多分そうじゃないかと思うのですが、教育職はこれは……医療職それから研究職もやはり二等級は六万円でよろしい、これは一体どういふお考えなんですか。そこで私は人事院にお尋ねする前に厚生省の小澤さんにお尋ねいたすわけですが、あなたはこれに不合理を感じないか、あなたの御希望は、どう思つておいでになるのか、医療職といへどもやはり二等級に格づけされる者は行政職と同じように、やつぱり六万四千八百円までいってほしいといふ希望はないのか、この点を一つ私はあなたの気持ちを聞きたいと思ひます。

○政府委員(小澤龍君) 病院におきましては医療が生命でございます。従ひまして優秀な医師をたくさんかかえていい医療を行ふということはわれわれの最大の念願であります。従ひまして

私どもの立場とすれば、これは多きにこしたことはございせんが、ただ二等級を御指摘になりましたけれども、一等級をつけ加へてございませう。現行の医療職の給手には比べますと、今回はいづれもかなり大幅に優遇されてることになっておりますから、今日の段階におきましてはこの程度で適當ではないか、将来にまた適當なときに改訂していきなさい、こう思つております。

○永岡光治君 まああなたのその御答弁を聞いたら、おそらくあなたの管轄を受けておいでになります医療職に従事されてる諸君は非常に憤慨するだらうと思ふのです。そういうことで希望が持てますか。監督官庁からして前回は低くてよろしいんだ。私が前の質問の際に当りまして述べましたように、人事管理に有能な者がたくさん給料をもらへるというこの方法は誤りだ。それは人事管理に有能な者の優遇という職種、そういう職種はあつてしかるべきだと思ふのでありますが、同時に研究におきましても、教育におきましても医療におきましても、やはりその技能を優秀に生かすことによつて優遇するといふ、そういう俸給表もなくてはいけません。あなたは私のこゝういふ質問に対してはしばしば頭を振つておりましたから、大体私の意見を賛成しておるかと思つてお尋ねいたしましたら、どうも逆にこの俸給でよろしいといふことでもあります。これは私は承服できない。そこで私は人事院にお尋ねするわけでありましたが、この二等級において区別をつけたのはどういふ理由があるのです。医療職の方を優遇しなくてもよろしいという意見があるのではありませんか。

○政府委員(大山正君) 医療職の(一)の二等級あるいは研究職の二等級と、行政(二)の二等級との比較の問題でございませうが、研究と医療の(二)につきましても、人事院勧告にもこの一等級はなかつたわけでございますが、やはり行政職その他の均衡あるいは現行の十五級制度の乗り移りといふようなことを考えまして、政府案におきまして一等級を新設いたしましたわけでございます。従ひまして大体医療職の二等級は病院長、療養所長の等級でありませうが、そのうちで現在の十五級に相当するような方は大体一等級に入らるであらうといふことで上の方へ、一等級へ持つていくわけでございます。研究職につきましても同様の考え方でございまして、二等級が研究所長の等級でありませうが、そのうちで現在十五級を受けておられる方は一等級に指定されるであらう、といふことで上の方にいつておりますために、二等級の上が六万円で一応とまりになつておるのであります。これに反しまして行政職の方の二等級は現在の局長が該当するわけでございますが、局長は現在十四級と十五級の方がございまして、現在各省の本省におられる局長のうち三分の一は十五級であるように承知いたしておるものであります。この十五級の局長は、今回の行政職俸給表では一等級にならずに二等級になります関係上、それらの関係で号俸が若干行政職の方が上になつておりますといふような関係でございまして、先ほど来人事院からも御説明がありましたが、大体現在の人員の分布といふものを基礎になつて作りましたので、かような関係になつておるのであります。決して行政職俸給

表の二等の方が他の俸給表の二等より偉いとか高いといふような趣旨ではございせん。

○永岡光治君 最高がそれぞれ七万二千円になつておるのですが、そういうことであれば私は一本にして、それこそ運用によつてやつたらいと思ひます。これによるといかにも行政優先にする、法律科を学んだ人の方が偉い、そして技術を学んだ人は偉くないのだ、こゝういふような考え方が受け取れるのです。そういう精神だ、あなたはそういう表現でござましておるけれども、これは全般を流れておる精神だと思ふので、先ほど来指摘しておるのですが、これはまた後に問題にするといひまして、厚生省の方にお尋ねしますが、看護婦の方の定員の問題ですが、これは格づけと関係した問題であると思ふのですが、十分現在まかなれておるのでしょうか。病院の運営について看護婦、准看護婦も含めましてすべて看護婦の定員があると思ふのですが、今の定員で十分満足しておるか。あるいはその他のいろいろ雑役等の定員も必要ではないかと思ひますが、そういう職員配置等についてはどういふふうに希望しておられるのか。その点一つお尋ねいたしたいと思ひます。

○政府委員(小澤龍君) 従来しばしば行政整理がございましては、病院における経営の面におきましては、医療担当者については行政整理をされずに今日きておりますが、その点特に医師とか看護婦等の業務の重大性を認識したわけでございます。現在ただいまの看護婦の定員で十分であるかといふお尋ねでございますけれども、これは看護

のやり方によりまして現状程度の看護であるならば、現在の定員をもつて十分まかなえる、こゝう考へております。そしてたとえば国立病院等におきましますところの患者看護婦の数は、世間一般の病院における患者看護婦の数の割合よりも決して少くはないのであります。大体この程度が現状においては適當ではなからうか、こゝう考へております。

○永岡光治君 そういたしますと、人事院の方では、新しい法律ができましたのでそれぞれ等級に応じて定数をつけてるわけですが、その際に現状維持でいつて差しつかえございせんか。私は相當問題になる官庁がたくさんあるのではないかと思ふのですが、こゝういふことについて何か特に、たとえばそれぞれの官庁にあると思ふのですが、その定員の中でその職種以外のものに流用されざるを得ない実情があるのです。これはもつともな話だと思ふので、たまたま定員が増員にならないため、どうしても職種の定員を他に差し繰らざるを得ない、差し繰つて流用して運用している所がたくさんあるのです。そういうことはまことに病院にありがちではないかと想像されるので、格づけの際十分注意しなければならぬ問題でありますので、こゝういふことについてあなたの方では細心の注意をお払いになつておるかどうか。対策を講じておいでになるか。その点を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(小澤龍君) 御指摘の通り職種によりましては、若干のものが他の職種に流用されていふという事実がございまして。特に看護婦につきましまして御承知のごとく、かつて非常に看護

婦が不足しておった時代がござい
す。定員がありながら看護婦を採用し
得ない。そういう場合にはやむを得ず
雑役婦を流用しておったという事実が
ございしますが、今日でもその傾向は
残っておるのでございます。さて、そ
ういふ現状を土台にして新しい定員を
どう考へるかというお尋ねでございま
すが、私も現状並びに近い将来の
見通しと、二つのものを基盤にいたし
まして、運用上差しつかえないそれぞ
れの定員をきめてもらいたい、きめるよ
うにいたしたい、こう考えております
す。

○秋山長造君 今の局長のお話なん
ですが、看護婦の定員はあつてもなり
てがないために欠員が相当ある。これ
は今でもそういう状態が多少残つてい
るというお話だったので、これは多
少でなしに相当あるのではないと思
うのです。特に結核療養所あるいは、
らい療養所その他の特殊な療養所、こ
ういふものは第一その所在地が非常
にへんびな所が多い。それからその病
気の内容というより、年ごろの若い娘
さんにはなかなかに来てくれない。そ
れも俸給であつても、それと希望者
があるから、俸給はさつき来のお話
でおわりの通り非常に悪い。もうま
るで雑役婦と同じようなことで、こ
れはなかなかにほんとうの意味のあ
なたの方の医療行政というものは、
徹底できないのではないかと思ひま
す。そういうところ、先ほど来これか
ら調査してしるべくやるとか、ある

目下調査中だとかというふうな、ま
とにばく然とした御答弁しか聞き得
ないのですけれども、これはこの療養
所始まつて以来、看護婦制度始まつ
て十年一日のごとく、別に今急に起
つた問題でない。従つて今も何も調
査するとか、あるいは調査中だとか
いうようなことは、私はもう理由にな
らないと思ひます。あなたは当然わ
かつてのことだし、大体いつだったか、
つき添い婦の廃止の問題等で非常にあ
つた、あなたの療養所の患者が騒い
だときにも、あなた方はつべこべい
ういふものになつても大丈夫とかな
んとか言つて、とにかく押し切られ
たわけなんです。それを今になつて
調査するとか、調査中だとかおつし
やるのは、はなはだ不誠意だと思
うのです。

○政府委員(小澤龍君) 御指摘の
看護婦の絶対数があつては非常に足
りなかつたのでございします。それ
に対処するために先ほど来問題にな
つております看護婦の制度を作つた
のでございまして、看護婦の制度を
作つてから年々加算的に看護婦がふ
えて参つております。医療法の線に
よる看護婦の必要数を計算した場合
に、今日ではまだ若干足りませんけ
れども、もう一、二年をいまして全
国の平均数でおしなべて見ますと、大
体看護婦は充足できるという状態に
なつております。しかしながら、た
だいま御指摘のように地域的偏在とい
うことは事実でございます。特にい
なかにおきまして、らいの療養所等
は希望者が少ないので、非常に努力
しておるのにもか

わらずなかなか看護婦が充足でき
ない。従ひましてやむを得ずその他
の職員、雑役婦等をもつて仕事を代
行させておるといふ事情はございま
すが、私は私ども何となくこれを充足
したいという考え方ではございま
す。その一つの方法をいたしまして、
結核や、らいの方に勤めてゐる職員
に對しましては、調整方法と申しま
して、俸給を増加してつておる。そ
うして働いてもらいたいという制度
も現に行なつてゐる次第でございま
す。

○秋山長造君 今の調整方法とい
うことをやつておるといふお話なん
ですが、それは今度の俸給表で具体
的にどういふふうにおやりになるの
ですか。

○政府委員(慶徳庄君) 調整号
俸給は運用上の問題でございまして、
これは人事院の所管になつておるま
すので、これは先ほど申し上げまし
た。現在給与法の第十條だつたかと思
ひますけれども、正確に言いますと、
俸給の調整額という名称をとつてお
りまして、この本俸と全く同じ性格
のもので、たとへば恩給、退職手
当、あるいは勤務地手当計算の基礎
とするので、たゞ恩給、退職手当、
つまらぬ、あらゆる給与におきま
して、本俸と全く同じ性格のものとし
て取り扱つておるわけでありませ
ん。ただいま医療局長からお話があ
つたように、特

にらいの方につきましては、非常に
危険であり、また人の充足にも困
るという御要望がございまして、現
在の法律におきましては、最高が百
分の二十五の範囲内におきまして
調整して

よいということになつておるま
し、らいの者につきましては、法律
で許された最高の百分の二十五を
支給するといふやり方をとつてお
ります。また結核療養所に勤務する
者につきまして、同じように俸給の
調整額を支給することになつてお
ります。これは、大体百分の十五
あるいは百分の二十程度だつたか
と思ひますが、らいよりはちよつと
低いものを支給してゐるというやり
方をとつております。新制度にお
きまして、六・二アップいたしま
すことは、俸給の調整の分につき
ましてはおしなべて六・二アップ
することになつております。

○秋山長造君 いろいろい
たしまして、今おつしやるようなことが事実行
われ、最初から永岡君とい
ふ、あちこちから質問のあつた、今
度の俸給表によつてかゝつて看護婦
の給与が低下するおそれがあるだ
うという問題と、ますます食ひ違
つてくるので、この点ももう少し
具体的に何かに、よくわかるよう
に説明していただけないか。どう
もよくわからなかつた。まあ厚生
省の病院、療養所では結核関係が
非常に大きな比重を占めてゐる
と思ひます。従つて看護婦さんの
問題といふのは、結核関係の看護
婦の問題といふのが、やつぱり大
きな比重を占めてゐると思ひま
す。一般の看護婦よりも百分の
二十五あるいはそれに近いものが
増し加へられておると、それを言
葉をかえていへば、普通より優遇
されてゐるというところになるの
ですが、なるはずであるにもか
かわらずやつぱり希望者が非

少ないというところは、やはり俸給
の点についてまだまだ魅力がない
という、張り合いがない、低い、こ
ういふことにもなるだらうと思
ひますが、しかも現状よりよくな
らないばかりでなく、場合によ
ると悪くなる、というよりな公
述する、この委員会で行われ
ておるといふことになれば、た
だ抽象的によくなるのだ、よくなる
のだと言われども、実際に俸給を
もらつてゐる人が悪くなる、悪
くなると言つてゐるので、われ
われとしては、もつてゐる人の
話を信用せざるを得ない。

○委員(亀田得治君) 答へあり
ませぬか。

○秋山長造君 どうかでも
いい。○政府委員(小澤龍君) 先
ほど来申し上げております通り、
看護婦が十分充足できないとい
うことは、第一に看護婦の絶対
数が少ないということだと思
ひます。しかしこれと先ほど申
上げた通り、看護婦制度が
進んでから看護婦の養成が順調
に進んでおります。一兩年で大
体日本全体をなした数にお
いて見た場合に、日本全体の
患者の数字から見て看護婦の
数が多くなつてゐないか、とい
う予想が、例から見ても、結核
療養所あるいは、らい療養所等
における看護婦の充足率は、
既往に比べますと年々改善され
つてゐるのだから、今後さら
に改善されるであらうといふこ
とが予想できるのでございま
す。従ひまして、それによつて
特殊な病院等におきましては
希望者が少

少いためにその希望を多くするため、先ほど申し上げましたような調整号俸等の措置を講じておるのであります。看護婦の充足の状況はその通りでございます。私どもはそう長い年月を経ずしてかなり充足率が高まる、こういう予想を持っておるのであります。それはひつきよりするに看護婦の養成数がふえてくるからだと思えます。新しい給与と従来の給与と比べて、新しい給与が悪くなるということとは私どもは毛頭考えておりません。医療職全般について申し上げますならば、現行の制度より新しい給与制度の方が、全体を眺めて見たところにおいて取り分がよくなるというふうにお考えしております。ただ看護婦につきましても、准看護婦はまた三年しかたつておりませんので、現行制度の将来を予測していかの申上げられなかったものでございまして、それも先ほど大山室長が詳しく説明いたしました通りでございます。私どもは新制度の方が准看護婦にとつてもかえつていいのではないかと、こう信じておる次第でございます。

○竹下豊次君 もう時間がたいぶ過ぎましたから、長くなつちや皆さんお気の毒ですから、簡単に尋ねておきますが、先ほど看護婦の定員の問答を承りました。私はアメリカの病院を相当に広く視察して来た人の話を聞いたのでありますが、向うの看護婦に比べると、こつちの看護婦の働きは非常に低級だ、少い、悪い言葉で言うと働かないといふことになるのかもしれない。もうちよつと具体的に言うとなまり場所がたくさん集まつておつて、

話が長過ぎるとかいろいろなことがあるのかも知れません。そういうことではアメリカの看護婦というものは非常にきちょうめんに使われておるし、働いてゐるのです。もしアメリカに近いような状態になったならば、日本の病院の看護婦の定員はまだ減らしていい、いろいろ話を聞いたのであります。まさかいかげんなことを話して聞かせるはずはないと思つて、私はそのまゝに受け入れておるわけであります。それについて私は考えましたのは、それは看護婦自身がそういう状態にあるだらうということも想像されまゐる。しかし使つて方のお医者自身が、看護婦がどのくらい病院で大事なものであるかという認識を、はつきり持つておられる人が少いのではないか。現在でも御存じの通り、民間のお医者さんといふものは、看護婦だけの仕事でなくしてむしろ雑役に使つて、女中がわりみたいな考えで看護婦を使つてゐる人がたくさんあります。民間じゃ大体そうだらうと思つておられますが、そういふ長い間の伝統を今のやばり国立の病院あたりで、昔ながらの看護婦に対する慣習を持つておる人が相当残つておるのじゃないか。これは一方アメリカのことなどは女の子たちはそれこそ知りません。怠けるつもりでなくして長居するから今申し上げたような結果になつておるのじゃないか、ということも言えるわけでありまして、その点はあなたの方はどういうふうに見ておられますか。

○政府委員(小澤龍君) 御指摘の通り、わが国における看護体制が外国に比べて十分でないということは認めざるを得ないのであります。ただ日本の看護婦というのは、戦前までは特に病院診療所の看護婦は主として医師の診療の補助行為をやつてきた。入院する患者に対する看護といふものは、これは家庭の人なりあるいは職業的なつき添ひ看護婦にまかせきりでありまして、もつぱら医師に従属して診療の助手のみをやつてきた、こういう習慣が戦前まで非常に長く続いておつたのであります。しかしながら戦後におきましては看護それ自体がきつめて重要なことである。従つて診療の介補以外に、看護婦というものは看護それ自体について勉強してやらなければならぬといふことがよくよく理解いたされた。そこで戦後は全国を通じて病院の管理運営が、入院患者に対する看護のサービスということにだんだん力を入れていったのであります。従いまして医師等が看護婦を理解する程度はかなり今日は改善されてきておりますけれども、何十年という戦前におつた長い習慣が残つておりますものので、また看護婦の教育に対する理解の程度は、欧米のそれに対しては十分であるという点を認めざるを得ないのであります。この点は私も病院の経営に関する指導を通じて、いといと努めてゐる次第でございます。

○竹下豊次君 今の話に出たのであります。私なども医者と看護婦と比べると、世間的にいうと医者の方が重たいという気持ちを持たざるを得ませんけれども、しかし医者にできない看護婦の仕事があるのであります。そう考えますと、どちらが重いかということも判断がつかぬような場合があるのではありません。ことに病院の患者は、軽い病気のときには医者の力でよくなるよりも看護婦の力でよくなるというところが多いかもしれないというほどに、私は看護婦は大事なものだと思つております。今のお話で大体気持はよくわかりましたけれども、その点をお考えくだされまして看護婦の指導も医者の指導もよく手を尽してやつていただきたら、これだけお願いいたして私の質問は打ち切ります。

○委員長(亀田得治君) 私からちよつと一つ、厚生省から来ておりますが、人事院の方はいつでも来ておるのですが、ちよつとお聞きしておきたいと思つて、これを一つ例にとつてみると、医療職などは本来職階制が不適当だ。これはだれでもそういう考えはあると思つてゐる。ただしかし一応相当等級を分けたものがここにでてきたわけですから、これは現実には合わないことは事実なんです。昨年の昭和三十一年度の実際の予算書における医師の級別の区分、これを見ても非常に入りまじつてゐる、所長と普通の医師との級が、そういうことを考へて、ちよつと研究職における特別研究員というふうな気持で、普通の医師も二等級などに格づけするといふふうに政府の方で処理したのだと思つてゐます。新しい格づけ表を見るとさうなつてゐますね。あとからもらった職務区分表です。そういう意味では白の職務区分表は非常に妥協的なものですね。妥協的なもので、これをすつと見ておきますと、これは妥協してあつちへやりこつちへやりするのあれば、この五等級に分けた意味がないのじゃないか。ともかくな

にか無理やりに五つに分けてゐる、分けておいてまた五等級であるものが二等級まで行くのですから。それからまた一等級の病院長が二等、三等の場合もある、こつちよりなる。あるいは副院長が二等、三等、四等それから医務課長程度ですと二、三、四、普通の医師がさつき言つたように二、三、四、五です。これだけ何かに五つに分けたという意味はほとんどないやうに感ずるのです。医務局長はともかくも政府側の一員として、何かその実態を説明してゐる場合には首を縦に振るんだがね、答弁になると結局これではないんだといふやうなことを言うのですが、実際に病院をあなたが管理しておつてこれは私はどうかと思つてゐるが、ことに医師の場合には、学歴だつたらほとんど現任の医師といふものは学歴は一緒です。だからさういふ面からみても全くこれは意味のないことをことさらに何してゐる。従来といふことも格づけのあつたことはもちろん承知しておりますが、ところが従来格づけ自身に於いて入つてしまつてゐるのです。昨年の実績をとつてみても、だから従来で私にちよつとも差しつかえない。こつち五等級に分けてさら

に職階制を強化したやうな感じを与えようなことは、はなはだ私は一般行政職は論外として、今の場合あなたの管轄の部分だけでは不適当だと思つてゐるが、どうですか。ほんとうの腹の中をいへん答えて下さい、いへんだけしか聞きませぬから。

○政府委員(小澤龍君) 御指摘の通り、俸給表は一本でございますけれども、運用に当りましては院長であるとか、

副院長であるとか、医長であるとかといふことを考えながらそれぞれ俸給表の昇給等を適用して参つております。

○委員長(亀田得治君) これは私時間がありませんかもう何しないのですか、これは人事院總裁よりも室長ですね、これはどうなんですか、以前に公務員制度調査会ですか、あれで出した場合にはいつも指摘されているように職務制不適当、ああいう原則が出てくる。一応そういう点からみてこの医療職の(表の職務区分などというものが、全くこれは意味のないほんとうにこう何か小細工を弄しているような感じですがね。これはほかの俸給表について職務制を明確にしたので、それとのつり合いをとらなければならぬといふことで無理やりにやつたような感じがするのですが、室長の感じどうなんですか。

○政府委員(大山正君) 公務員制度調査会の答申に、職務制を適用しないという場合の、職務制の意味をどういふふうに考えるかという点もあろうかと思ひますが、今回の案は先般来いろいろ申し上げておりますように厳密な意味の職務制ではない。給与上の区分といたしまして大きくくりを設けたといふふうに理解をしておるわけでございますが、そのくくり方

は、あくまで現行の比較基準表なり、その他の運用の実態に依つてのまとめ方をするわけでありまして、医療職につきましてもただいま医務局長からお答えがありましたように、やはり級別資格基準表等から大体この程度の区分がなされておりました。さらに今回一等級を特に加えたといふことに相なつておるのでございまして、御指摘のこの医師につきましても、ずつと上の等級に行くから等級区分は要らないではないかという御指摘でございますが、私どもの考え方といたしましては、やはり原則的にはこのよう等級区分がある、ただ特別なやういふ医師につきましても、たとえ医務課長とかあるいは医長というやうな役職名がなくとも、それと同程度にその職務内容が重要であるといふやうに判断して格づけする場合があります。格づけに考へるべきでありまして、やはり原則的にはかような等級区分を設ける方が運用上も適当である、このように考えております。

○委員長(亀田得治君) ただいまの答弁で、はなはだふに落ちないことがたくさんあるのですが、たとえばこの最後に触れた医師の場合ですね、運用上いろいろな役職がなくともそれに準ずる場合があります。はなはだ例外的な取扱ひのやうな感じを私受けする。そういう意味でこの普通の医師を四等、三等、二等にもなり得るといふふうにここに書いてあるのだとしたら、これははなはだ私は問題だと思ひます。昨年度の三十一年度における予算書における医師の級別分布です。それによりますと、普通の医師で一番多いのが十一級六百二十名と

なつて居るのです。それから副院長、医務課長級で一番多いのがやはり十一級で六百六名です。両方とも一番多い級が十一級になつて居るのです。だから決してそんな役づけに準ずるといふやうな例外的な措置にすべきものではないのです。普通の医師で所長なんかもそういうのが相当ですね。昨年のこの資料でいくと病院長、療養所長で一番多いのが十三級ですね。これは百九名。これが一番多いのです。病院長として。ところがその病院長として一番多い百九名に対して、医師として十三級までいっているのが四十五名おるので。半分おるのです。数としては。だからそんな例外的に役づきに準ずるといふやうなこれは意味のないやうなやつらと思う。ところが今公務員制度室長の答へでは、何か一応一、二、三、四、五に分ける、そうして四はこの表によると五等級、あとは準ずる場合は準ずる場合と、こうなつて居る。それが例外的な感じを与える答弁をして居るのですが、はなはだこれは実態にそぐわないのですよ。(でたらめだと呼ぶ者あり)そんな考えでやられるのでしたらこれはもう現状がこういふふうになつておるのに、一体この等級表でどうして運用できるのか、それを私は疑問を持たざるを得ないので。だからその辺実際に国立関係のこのお医者さんは、この表を全部見てもそんなにたくさん数じゃないのですから、これは全部について一つはつきりと一、二、三、四、五に分けて格づけして一つ表にしてもいい。そうしななければいけません。国会がこれを通したと、何だあとから見たらこんなものじゃないか、そういうばかな批判

をされるのですから、これはまじめに働いて居るお医者さんにとつては大へんですからね。こまかいことをこれはいろいろ検討すればたくさんこの俸給表にあるのだと思ひますが、今の点は非常にこの研究、教育、医療というたやうな人たちにとつては重要な問題だと思ひます。もつと数字的に現在国立学校、国立の病院関係の医者全般について何名はどこ何名はどこへ、うんとはつきりしたものをまあ一、二名間違わぬ程度に出せるといふわけじゃありませんでしようが、大体の概数でいいからその考え方を明確にしてほしい。抽象的な議論じゃなしに、その上でもう少し議論した方がはつきりすると思ひますが、そういう作業はできるでしよう、大した数じゃありませんから。昨年度の予算にちゃんと出て居るのですから。ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(亀田得治君) それじゃ速記を起して。本日の委員会はこれにて散会いたします。

午後零時五十一分散会